

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年12月21日 |
| 【会社名】 | 株式会社三洋堂書店 |
| 【英訳名】 | Sanyodo Books Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役最高執行役員 加藤 和裕 |
| 【本店の所在の場所】 | 名古屋市瑞穂区新開町18番22号 |
| 【電話番号】 | 052(871)3434(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員総務部長 大野 平雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市瑞穂区新開町18番22号 |
| 【電話番号】 | 052(871)3434(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員総務部長 大野 平雄 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 813,000,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 500,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 平成21年12月21日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 増資の目的及び理由

(1) 増資の目的

当社は、郊外のロードサイドでの単独出店およびスーパーマーケットが開発したショッピングセンター敷地内に別棟で、書店をチェーン店の形態で店舗展開する小売業であり、昭和53年12月に株式会社として設立以来、「本とのであいのおてつだい」をコンセプトに、書籍・雑誌・文具の専門店として多店舗展開を図ってまいりました。近年では、お客様のニーズにお応えし、多様なホームエンタテインメントを提供するため、本、文具にとどまらず、DVD、CD、TVゲームなど、取扱商品の複合化（マルチパッケージ）と販売、レンタル、リサイクルといった提供方法の多様化（マルチサプライ）に取り組んでまいり、提出日現在、東海地方を中心に90店舗を直営で展開しております。

景気の先行きが不透明な状況で推移する中、雇用情勢の悪化などから個人消費は一層の冷え込みを見せ、書店業界におきましても、書籍の出版、販売額の逡減や大型書店との競争激化など厳しい状況が続いております。

こうした中で当社は、各店舗がそれぞれの地域のお客様のニーズの変化に充分応えられているかを今一度問い直すべき時期にきているとの考えから、当期（平成22年3月期）は新規出店よりも、既存店舗の営業力強化に重点を置くべきと判断いたしました。その結果、当期の新規出店は移転増床による1店舗（提出日現在）に抑える一方で、既存の店舗に対しては、レンタルコミックや古本、駄菓子、玩具などの新規商材の導入による改装などの施策を実施してまいりました。

その一方で、来期以降の成長戦略を描くとき、当社の理念である「本とのであいのおてつだい」を実現し、あるいは商品の集中的な大量仕入れによりお客様にご満足いただける豊富な品揃えや、店舗運営の高位平準化により高い収益力の実現を図っていくためには、新規出店により店舗網を拡充し、多店舗化を推進することで営業基盤を強化していくことも必要であると考えております。こうした考えに基づき、既存店への営業力強化の施策が一定の成果を見せ、軌道に乗りつつあるところからも、来期以降につきましては新規出店による設備投資を積極的に実施することいたしました。

こうしたことから、当社では、新規出店に伴う設備投資資金について、その調達方法を検討してまいりましたが、手持ちの現預金は、主に仕入債務の返済などに充てているため、設備投資資金にまで充当すると日常の運転資金が不足し事業の運営に支障をきたす可能性があります。そこで、資金の調達手段につきましては、今後の事業運営の安定化のためにも自己資本の充実と財務の健全性の強化を図っていくことが重要であるとの考えから、返済に伴うキャッシュ・アウトや金利負担によるコストの増加を招く金融機関からの借入ではなく、直接金融による調達を検討してまいりました。その中でも、現在の資本市場の動向等を鑑みますと公募増資や株主割当増資、あるいは新株予約権といった手段では当社が意図する資金調達が行えるとは言い切れず、資金の調達時期が不明確になることや以下に述べる今後の事業展開における営業力強化の観点などから、株式会社トーハンおよび株式会社トーハン・メディア・ウェイブを割当先とした第三者割当による新株式の発行を行うこといたしました。

今後の事業展開における営業力強化の観点としましては、昨今の業界および当社を取り巻く環境は、ネット配信の普及などで消費者のライフスタイルは大きな変貌を遂げつつあり、映像・音楽・ゲームあるいは雑誌・書籍など当社がこれまで取り扱ってきた商品だけでは、消費者の需要に充分応えきれなくなってきております。こうした現状を踏まえ、当社は、平成21年3月期から中古本の販売と買取および駄菓子、玩具の販売を開始し、それぞれ“ふるほんタウン”、“キッズタウン”として売場の導入展開を行っております。当社は、こうした実績も踏まえて更なる新規事業を開発し、新たなビジネスモデルを全国的に拡大し、ブロードバンド時代において、映像・音楽コンテンツに依存しない新たな収益構造を確立することが、今後の成長戦略の一環として必要であると認識しております。当

社は、これまで書店、文具、セルAV、TVゲームおよびレンタルの各部門のうち4部門以上を組み合わせた複合型業態「MEDISITE」を主に展開してきておりましたが、今後、マルチパッケージとマルチサプライをさらに推し進め、ふるほんタウンやキッズタウンの他、雑貨やコミックレンタルなど新たな事業領域を取り込んで新規出店を開始してまいりたいと考えております。

こうした認識のもと、新規事業に関するノウハウを持ち、全国的な営業網を有し、これまでも取引先として深い信頼関係を築いてまいりました、株式会社トーハンおよび株式会社トーハン・メディア・ウェイブと今後の事業展開について、さらに協力関係を密にすることで、その営業基盤によるバックアップを受けることが、今後の成長戦略を描く上で有効であり、中長期的に当社の企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

(2) 第三者割当による新株式発行の方法を選択した理由

今回の新規出店資金調達につきましては、自己資本の充実と財務の健全性の強化を図ることで、今後の事業運営の安定化を実現させることが重要であるとの考えから、直接金融により資金調達をすることが、有利子負債や金利負担によるコストの増加を招く間接金融による資金調達よりも有効であると判断いたしました。

その中でも、現在の資本市場の動向等を鑑みますと公募増資や株主割当増資、あるいは新株予約権といった手段では当社が意図する資金調達が行えるとは言い切れず、資金の調達時期が不明確になることなどから第三者割当による新株式発行を行うことといたしました。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 500,000株 | 813,000,000 | 406,500,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 500,000株 | 813,000,000 | 406,500,000 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

| | | |
|---------------------|-------------------|-------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 株式会社トーハン | |
| 割当株数 | 230,000株 | |
| 払込金額 | 373,980,000円 | |
| 割当予定先の内容 | | |
| 本店所在地 | 東京都新宿区東五軒町 6 番24号 | |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 山崎 厚男 | |
| 資本の額 | 4,500百万円 | |
| 事業の内容 | 出版物等の卸売業 | |
| 大株主及び持株比率 | (株)講談社 | 5.26% |
| | (株)小学館 | 5.11% |
| | トーハン従業員持株会 | 4.39% |
| | (株)文藝春秋 | 2.82% |
| | (株)旺文社 | 2.70% |
| | (株)新潮社 | 2.57% |
| | (株)三菱東京UFJ銀行 | 2.38% |
| | (株)学習研究社 | 2.10% |
| | (株)集英社 | 1.92% |
| | (株)秋田書店 | 1.75% |
| 当社との関係 | | |
| 出資関係 | | |
| 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 10,000株 | |
| 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 50,900株 | |
| 取引関係等 | | |
| 取引関係 | 商品等の仕入れを行っております。 | |

| | |
|---------------|---|
| 人的関係 | 出向者受入 1 名、社外監査役 1 名 |
| 当該株券の保有に関する事項 | 割当新株式の払込期日より 2 年間に於いて、当該新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社に書面にて報告することの確約を受けております。 |

(注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年3月31日(火)現在におけるものであります。

2. 割当先との人的関係は、提出日現在、出向者受入 3 名(内取締役 1 名)、社外監査役 1 名となっております。

| | |
|---------------------|---|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 株式会社トーハン・メディア・ウェイブ |
| 割当株数 | 270,000株 |
| 払込金額 | 439,020,000円 |
| 割当予定先の内容 | |
| 本店所在地 | 東京都港区新橋 6 丁目 20 番 8 号 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 佐久間 英雄 |
| 資本の額 | 50百万円 |
| 事業の内容 | CD・DVD・ビデオ等オーディオビジュアルソフト関連商品の卸売業および教育用品・玩具・文具・雑貨類・書店用品などの販売 |
| 大株主及び持株比率 | (株)トーハン・メディア・ホールディングス(100%) |
| 当社との関係 | |
| 出資関係 | |
| 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係等 | |
| 取引関係 | 商品等の仕入れを行っております。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 当該株券の保有に関する事項 | 割当新株式の払込期日より 2 年間に於いて、当該新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社に書面にて報告することの確約を受けております。 |

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年3月31日(火)現在におけるものであります。

割当先を選定した理由

株式会社トーハンは、書籍等の取次会社であり、当社の主要取引先として人的・資本的関係を構築し、信頼関係を築いてまいりました。また、株式会社トーハン・メディア・ウェイブは、当社が平成20年2月より導入展開をしております。コミックのレンタル事業について導入当初よりの主要な取引先であります。当社といたしましては、今後の事業展開を遂行するため、さらに一段の関係強化を図るために、今回の株式会社トーハンおよび株式会社トーハン・メディア・ウェイブへの第三者割当増資を行うことといたしました。

株式会社トーハンは、国内でも大手の書籍取次会社として出版社から書店まで全国に強力なネットワークを持ち、強固な営業基盤と高い影響力を有していること、また株式会社トーハン・メディア・ウェイブは当社にとって導入からまだ日の浅いレンタルコミック事業の運営をはじめ、マーケティングやロジスティクスについて貴重なノウハウを有していることから、両社との協力関係強化は、今後の事業展開と業容拡大において有効であると判断いたしました。

なお、株式会社トーハン及び株式会社トーハン・メディア・ウェイブからは、反社会的勢力との関係を一切有しておらず、かつ、将来においても有しない旨の書面を受領しております。当社としましても、両社の経歴や業界内における地位などから勘案し、両社とも反社会的勢力との繋がりは一切ないものと判断しております。

割当先の保有方針

当社は、割当先との間において、今後の継続的な協力関係を踏まえ、当社株式を中長期的に保有する方針であると
の明言を得ております。

また、割当先との間において、割当新株式の払込期日（平成22年1月5日）より2年間において、当該新株式の全
部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理
由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの確約を受けております。

なお、本第三者割当増資への払込に関して、割当先からは懸念がない旨の確認書を受領しており、今回の増資の払
込には確実性があるものと判断しております。

（２）【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額 （円） | 申込株数 単位 | 申込期間 | 申込証拠金 （円） | 払込期日 |
|---------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 1,626 | 813 | 100株 | 平成22年1月4日（月） | - | 平成22年1月5日（火） |

（注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

２．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

３．上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

４．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込む
ものとし、

５．発行価額の算定根拠

当該増資に係る取締役会の直前営業日までの1ヶ月間（平成21年11月19日から平成21年12月18日まで）に株式
会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1,626円未満切り上げ）としま
した。

発行価額の算定については、市場における当社の売買出来高水準を勘案し、一時的な相場変動による影響を受け
る当社取締役会開催日前日の終値を参考とするよりも、一定期間の平均株価とすることがその算定根拠として客観
性が高いとの認識から、当社の株価が夏以降緩やかな上昇傾向を示していることも合わせて考慮いたしました結
果、直前1ヶ月の平均値とすることが、現時点における当社の評価をより反映しているものとの判断により決定い
たしました。

また、ディスカウントしないことにつきましては、割当先との協議の上、決定いたしました。

（３）【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------|------------------|
| 株式会社三洋堂書店 総務部 | 名古屋市瑞穂区新開町18番22号 |

（４）【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------|-------------------------|
| 豊田信用金庫 三好支店 | 愛知県西加茂郡三好町大字三好字湯之前119番地 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 813,000,000 | 8,000,000 | 805,000,000 |

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額805,000,000円は、全額設備資金に充当する予定であります。

調達する資金の具体的な使途

当社は、平成22年4月から9月にかけて3店舗の新規出店を予定しており、その資産取得等の設備投資資金として、平成22年1月以降に約8億円の資金を必要としております。上記の手取概算額805,000,000円については、全額これらの設備投資資金に充当する予定であります。

調達する資金の支出予定時期

単位：千円

| 新規出店費用 | 平成22年1～3月 | 平成22年4～6月 | 平成22年7～9月 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 設備取得費用 | 100,000 | 320,000 | 245,000 |
| 敷金・保証金 | 22,000 | 13,000 | - |
| 商品仕入費用 | - | 53,000 | 52,000 |

調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、複合型書店を直営でチェーン展開をしておりますが、業界における書籍・雑誌の合計販売額は平成20年まで4年連続で減少（出版科学研究所）するなど、その環境は厳しさが増しております。

ブロードバンド時代を迎えて消費者のライフスタイルが大きな変化を見せつつある中で、今後の成長戦略を描く上においては、新たな事業領域を取り込んだ収益力のある新業態を確立し、それによって店舗網を拡充し、確固たる営業基盤を築いていくことが、業績拡大に向けて必要不可欠であると認識しております。

安定した事業運営のために負債の圧縮を進め、財務基盤の強化を図りつつ、ブロードバンド時代においても、収益性の高いリアル店舗を実現していくための新規出店費用を確保することが、当社の企業価値を高め、既存株主の利益にも資するものであり、その資金使途には合理性があるものと判断いたしております。

なお、設備計画の内容（平成21年12月21日現在）については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年12月21日）までの間において変更が生じており、次のとおり追加いたします。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成21年12月21日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（1）事業内容について

株式の希薄化について

本第三者割当による新株式の発行における発行規模は、発行済株式数の20.8%であり、今回の第三者割当増資は、既存株式に対し希薄化を伴うものであります。

しかしながら、調達資金を新規出店投資に使用することで店舗網の拡充を図るとともに、割当先である株式会社トーハンおよび株式会社トーハン・メディア・ウェイブが保有する営業基盤と当社の営業戦略を融合することにより、当社の業容拡大と収益力の向上を実現し、財務内容の強化に寄与するものであることから、本第三者割当増資は企業価値を高め、株主価値を高めるものでありますので、当該希薄化の規模は合理的な範囲であると判断しております。

2 設備計画の変更

第四部 組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」及び四半期報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況」は、平成21年12月21日現在次のとおり変更しております。

（1）重要な設備の新設

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定年月 | | | 増加予定 売場面積 (㎡) |
|---------------------|-------|------------|--------------|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | 開店 | |
| 市橋店 (岐阜県岐阜市) | 店舗新設 | 265,000 | 10,000 | 自己資金及 び増資資金 | 平成 22年1月 | 平成 22年4月 | 平成 22年4月 | 1,980 |
| なかつがわ店 (岐阜県中津川市) | 店舗新設 | 326,800 | 126,800 | 自己資金及 び増資資金 | 平成 22年4月 | 平成 22年7月 | 平成 22年8月 | 1,600 |
| 当知店 (名古屋市港区) | 店舗新設 | 255,000 | 10,000 | 自己資金及 び増資資金 | 平成 22年6月 | 平成 22年9月 | 平成 22年9月 | 2,155 |

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第32期) | 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 | 平成21年6月25日 東海財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第33期 第2四半期) | 自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日 | 平成21年11月16日 東海財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月25日

株式会社三洋堂書店
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂書店の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

株式会社三洋堂書店
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第32期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三洋堂書店の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社三洋堂書店
取締役会 御中監査法人トーマツ

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 水野 信勝 印 |
|----------------|-------|---------|

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 水野 裕之 印 |
|----------------|-------|---------|

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂書店の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三洋堂書店の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三洋堂書店が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月9日

株式会社三洋堂書店
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第33期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三洋堂書店の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。